

## 栃木県河内郡上三川町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### (1) 議会活性化の取り組み

議会の活性化、開かれた議会を目指して、平成24年3月に「上三川町議会活性化に向けた改革検討会」を設置、毎月1回会議を開催し、あらゆる課題に対し協議を重ねており、現在も継続中である。

今までの結果（実績）として、議員が自己都合・疾病等により議員活動ができないときの報酬等について定めた「議員報酬等の特例に関する条例」の制定、町において災害が発生した時の議会の対応について定めた「災害発生時の対応に関する要綱」の制定、地方自治制度、地方議会制度等を研究する場として「事務事業研究会」の設置などがある。

#### (2) 一般質問の活発化

議員定数16人の本町議会において、平成28年の4定例会における一般質問者数は計34人、1定例会あたり8.5人で、半数以上が行っている。

また、同様に傍聴者数は計295人、1定例会あたり73.8人で、傍聴席がほぼ埋まることもあり本会議に活況がある。

#### (3) 反問権（確認権）の導入

論点や争点を明確にすることにより、より議論が深まるよう、本会議・委員会・全員協議会等の全ての会議において、町長等が議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内でその趣旨又は内容を確認するための反問権（確認権）を付与している。

なお、本会議での質疑において、確認に対する議員の回答については、会議規則で制限された回数（3回）には含めていない。

#### (4) 議会広報委員会の設置

会議規則において、地方自治法第100条第12項に基づく協議等の場として、平成28年1月に議会広報委員会を設置した。広報編集に議員自らが積極的に関与し、町民に分かりやすく、かつ読みやすい紙面作りに努力している。

#### (5) 常任委員会の見直し

定数が5人又は6人であった3つの常任委員会を、より議論が活発化するといわれている定数に見直し、平成28年1月より定数8人の2つの常任委員会（総務文教・産業厚生）にした。

### 2 住民に開かれた議会

#### (1) 委員会・全員協議会の公開

開かれた議会のため、常任・特別委員会及び全員協議会を原則公開としている。

#### (2) 議会広報紙の発行

先進地視察研修の実施や全国町村議会議長会主催の広報クリニックの参加により、日々研究を重ね、現在までにおける広報紙「かみのかわ議会だより」の発行号数は167を数える。

議員自ら積極的に編集作業にかかわり、まず、手にしてもらえる広報紙作りを

心掛けています。

紙面に多くの写真を採用したり、見だしの表現・書体・レイアウトを工夫したりするなど、読みやすさを重視しています。また、各議員の議案に対する賛否一覧を掲載するなどし、毎号試行錯誤を繰り返しながら、よりよい広報紙となるよう努力しています。

### (3) 中学生模擬議会の開催

議会をより身近に、また町政・議会に関心を深めてもらうために、平成27年度に町内全中学校（3校）の生徒による模擬議会を開催した。

各学校から推薦された29人の生徒が議長3人、議員26人に分かれ、1人あたり8分の持ち時間により、子供たちの目線で執行部に質問し、活発な議論が展開された。

### (4) 議場傍聴環境の整備

高齢者や身体の不自由な方のため、議場傍聴席通路に車椅子等用昇降機を設置し、傍聴環境の整備をしている。

### (5) 議会ホームページの充実

議会情報をより多く発信するため、議長交際費の執行状況、本会議の情報（一般質問通告一覧、議会日程）、議会広報紙などを掲載している。

### (6) 政務活動費収支報告書の公開

透明性を図るため、政務活動費収支報告書（1円からの全ての領収書を含む。ただし、情報公開条例において非公開となる情報を除く。）を閲覧により公開している。